

# 逓減定期保険 **無配当**

## 逓減定期保険特約 **無配当**



### 📍 特長

#### 経過年数に応じて保険金額が逓減します。

死亡・高度障害状態を一定期間保障する保険です。経過年数に応じて保険金額が逓減するため、合理的な保障が得られます。逓減方法は次のいずれかをお選びいただけます。

- **I型**  
ご契約時の保険金額の20%になるまで保険金額は逓減し、その後は20%のまま保険期間満了時まで推移します。
- **II型**  
保険期間の20% (1年未満の端数は切り捨て) を経過後、保険金額は逓減します。最終保険年度の保険金額は、ご契約時の保険金額の30%となります。

#### 保険料の高額割引制度があります。

逓減定期保険は、保険金額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

#### 身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

**プラス** 保険料のお払い込みが不要になる事由を、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による所定の状態、所定の障害状態、所定の要介護状態に拡大する保険料払込免除特約もあります。

#### 他の保険種類に変換できます。

- 詳細については最終ページをご覧ください。

### 🤝 保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になったとき	被保険者(保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)

- いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。

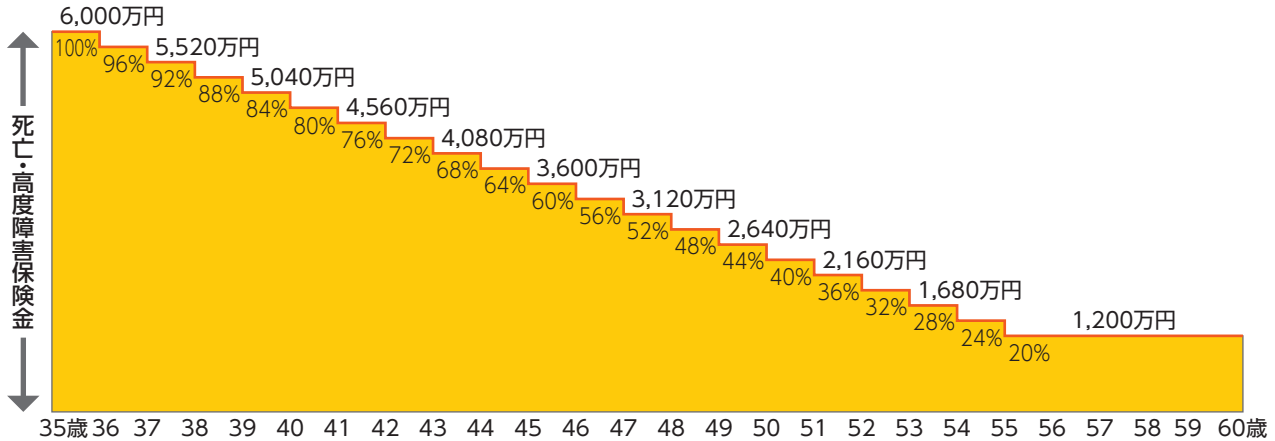


## 仕組とご契約例

図はイメージです。

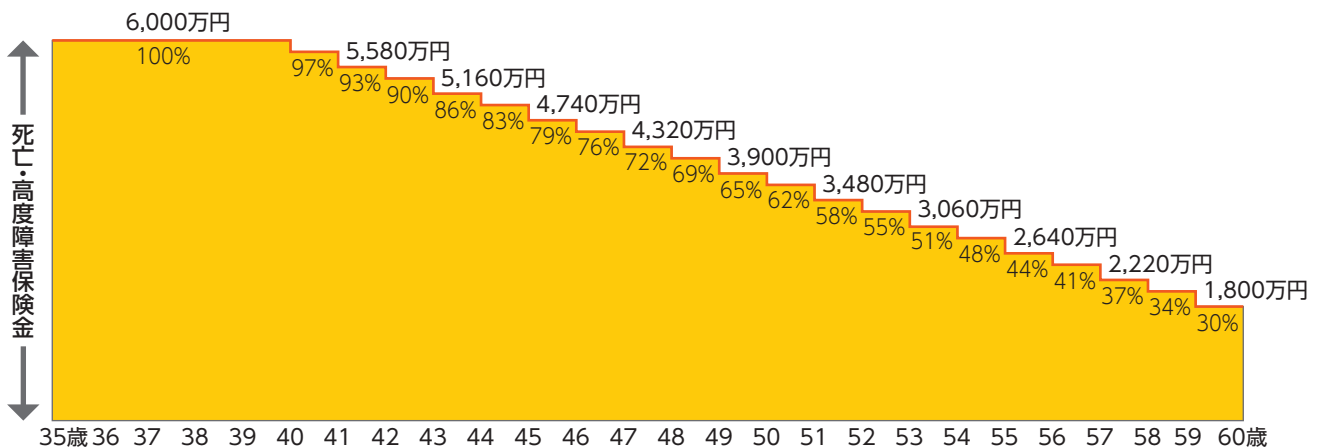
### 逓減定期保険〈Ⅰ型〉

- 被保険者: 35歳
- 保険金額: 6,000万円
- 保険期間: 60歳満了
- 保険料払込期間: 60歳まで
- 個別扱月払保険料
  - 男性: 6,660円
  - 女性: 4,800円



### 逓減定期保険〈Ⅱ型〉

- 被保険者: 35歳
- 保険金額: 6,000万円
- 保険期間: 60歳満了
- 保険料払込期間: 60歳まで
- 個別扱月払保険料
  - 男性: 10,020円
  - 女性: 7,380円



保険金額が逓減する割合は保険期間によって異なります。詳細については最終ページ「保険金額の推移」をご覧ください。

# 優良体・非喫煙者割引特則

## 特長

優良体・非喫煙者割引特則を付加することにより、保険料が割安になります。

被保険者の今までの健康状態および喫煙状況などに応じて、非喫煙者優良体保険料率、非喫煙者標準体保険料率、喫煙者優良体保険料率のいずれかの保険料率を適用することで、保険料が割安になります。

■「優良体」とは、この特則における当社の呼称であり、「優良体」に該当しない場合でも、その方の健康状態が優良ではないということではありません。

下記の当社基準およびこの特則の保険料率適用までの流れは引受の目安であり、お引き受けをお約束するものではありません。

## 適用料率の区分と当社基準

料率区分	当社基準	
	喫煙歴*1	健康状態*2
非喫煙者優良体保険料率	無	満たす
非喫煙者標準体保険料率	無	満たさない
喫煙者優良体保険料率	有	満たす

\*1 喫煙歴の基準については、次の基準をすべて満たす必要があります。

- ① 過去1年以内に、喫煙もしくはタバコ商品の使用がないこと。
- ② 唾液検査の結果が陰性であること。

\*2 健康状態の基準については、次の基準をすべて満たす必要があります。

- ① 今までの健康状態が当社所定の引受基準を満たしていること。
- ② 血圧値が当社基準の範囲内であること。
- ③ BMIの値(実測値)が当社基準の範囲内であること。
- ④ 尿検査の結果が当社基準を満たしていること。

■健康状態と喫煙状況などについては、当社所定の方法により確認させていただきます。

### 血圧値に関する当社基準

被保険者年齢	最大血圧値	最小血圧値
40歳未満	90mmHg以上135mmHg未満	90mmHg未満
40歳以上	90mmHg以上140mmHg未満	90mmHg未満

### BMIの値に関する当社基準

$$BMI = \text{体重}^{*1} (\text{kg}) \div \{\text{身長}^{*2} (\text{m})\}^2$$

$$18.0 \leq BMI^{*3} (\text{実測値}) \leq 26.9$$

\*1 kg単位で小数点以下第1位を切り捨て

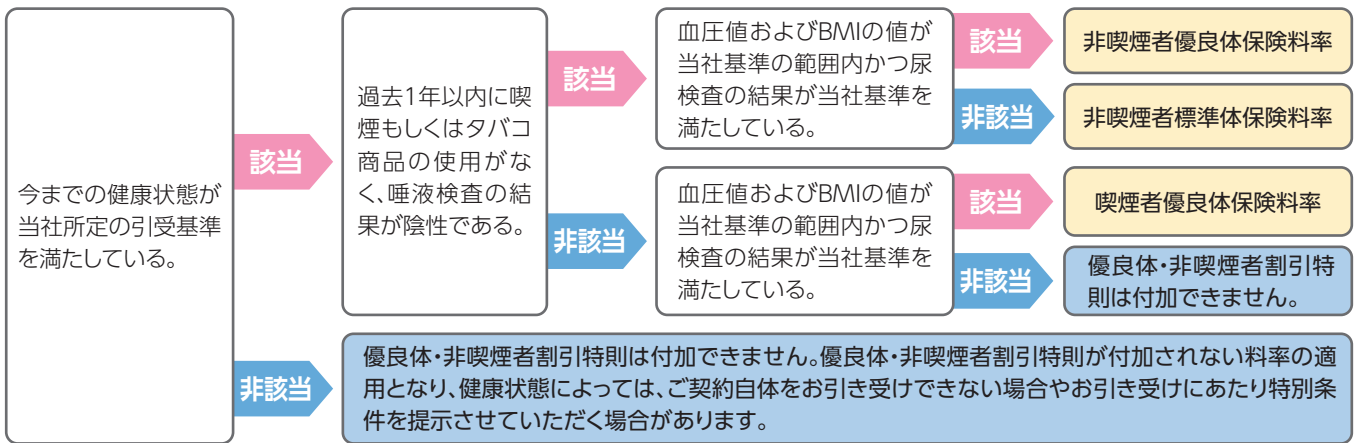
\*2 m単位で小数点以下第3位を切り捨て

\*3 小数点以下第2位を切り捨て

### 尿検査の値に関する当社基準

項目	検査結果
蛋白	「-」もしくは「±」
糖	「-」もしくは「±」
潜血	「-」もしくは「±」

## 優良体・非喫煙者割引特則の保険料率適用までの流れ



## 保険料例

- 被保険者: 35歳 ● 保険金額: 6,000万円
- 保険期間: 60歳満了
- 保険料払込期間: 60歳まで
- 個別扱月払保険料

		逓減定期保険・逓減定期保険特約			
		I 型		II 型	
		男性	女性	男性	女性
優良体・非喫煙者割引特則あり	非喫煙者優良体保険料率*	4,440円	3,300円	6,900円	5,100円
	非喫煙者標準体保険料率*	5,460円	4,020円	8,340円	6,120円
	喫煙者優良体保険料率*	6,000円	4,380円	9,120円	6,720円
優良体・非喫煙者割引特則なし*		6,660円	4,800円	10,020円	7,380円

\* 保険金額によっては、主契約と特約とで異なります。



## 契約年齢の範囲

- ◆15歳\*～75歳
- \*優良体・非喫煙者割引特則を付加した場合は20歳。
- 契約年齢によって保険期間・保険料払込期間・型は異なります。

## 取扱保険金額

- ◆通減定期保険：500万円～7億円
- 優良体・非喫煙者割引特則を付加した場合：2,000万円～7億円

## 保険料払込方法

- ◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

## 保険金額の推移

- ◆保険金額は、第1保険年度の保険金額に定められた割合(小数点以下第3位を四捨五入)を乗じた金額となります。

I 型	①保険契約締結の際の保険金額の20%に到達する前に被保険者が死亡または高度障害状態に該当した場合	$1 - \frac{1}{\text{保険期間の年数}} \times (\text{経過年数}^{*1} - 1)$
	②保険契約締結の際の保険金額の20%に到達以後、保険期間終了までの間に被保険者が死亡または高度障害状態に該当した場合	0.20
II 型	①一定年数*2以内に被保険者が死亡または高度障害状態に該当した場合	1.00
	②一定年数*2を経過した後の保険期間中に被保険者が死亡または高度障害状態に該当した場合	$1 - \frac{0.7}{\text{保険期間の年数} - \text{一定年数}^{*2}} \times (\text{経過年数}^{*1} - \text{一定年数}^{*2})$

\*1 経過年数とは、契約日からその日を含めて、被保険者が死亡した日または高度障害状態に該当した日の翌日以後直後に到来する年単位の契約応当日の前日までの年数をいいます。

\*2 一定年数とは、保険金額を契約締結の際の保険金額(ただし、保険金額が変更されたときは変更後の金額)と同額とする期間であり、保険期間に0.2を乗じて得た年数をいいます。この場合、1年未満の端数については切り捨てます。

## 年金でのお受け取り

- ◆5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます。

## 保険種類の変換

- ◆所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらずご契約の全部または一部を所定の限度額の範囲内で所定の保険種類に変換できます。
- ご契約が責任開始日から2年以上経過していること、保険期間満了時の2年前までであること、被保険者の年齢が80歳以下であることなどの所定の要件があります。
- 変換後のご契約としてお選びいただけるのは、変換時に取り扱っている保険種類に限ります。
- 変換後のご契約の保険料は、変換時の年齢・保険料率によって計算します。
- 変換された部分は解約されたものとして取り扱います。

## 付加できる特約

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| 災害死亡給付特約      | がん特約            |
| 傷害特約          | リビング・ニーズ特約(04)  |
| 入院総合保障特約(87)  | 保険料払込免除特約       |
| 成人病総合保障特約(95) | 5年ごと利差配当付年金支払特約 |
- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

## ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

## ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。